

多文化共生推進指針

川西市

令和7(2025)年3月31日

1 策定の理由

本市では、外国籍市民の数が年々増加傾向にあり、令和6(2024)年9月30日時点で1,861人の外国籍市民が居住しています。

国籍別では、歴史的経緯から、韓国・朝鮮籍の市民が本市の外国籍市民人口の多くを占めており、近年では減少傾向にあるものの、現在でも3割以上を占めています。一方で、グローバル化の進展に伴い、その他の国の外国籍市民は年々増加し、その国籍も多様化しています。直近5年間で、国籍ではベトナム、インドネシア、ネパールが増加するとともに、在留資格では「特別永住者」「永住者」「留学」「技能実習」の順で多くなっています。

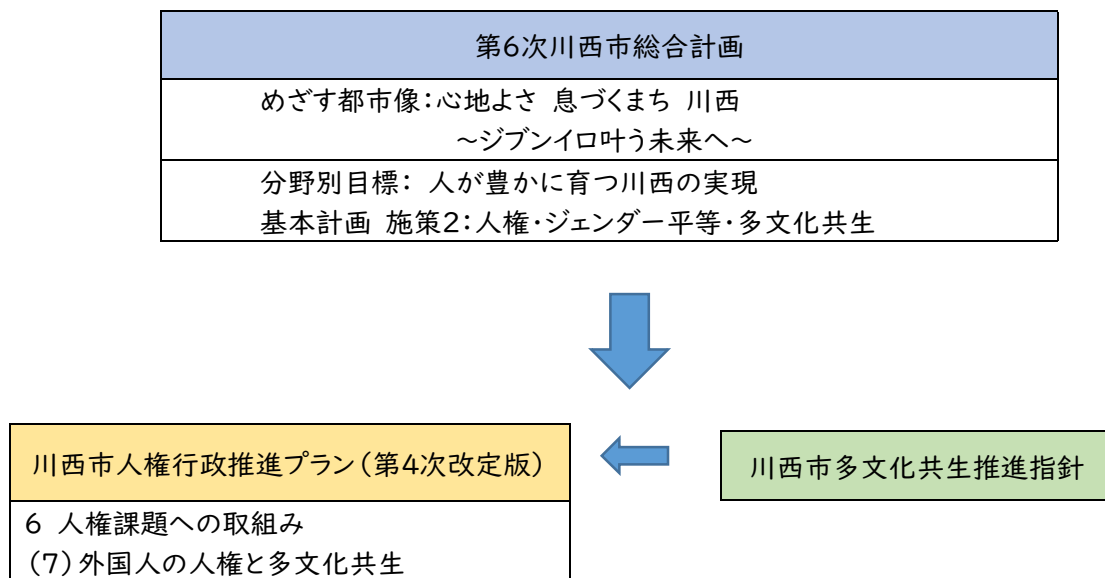
国においては、少子高齢化による国内の労働力不足を背景に、外国人労働者の受け入れ拡大を進めていることから、日本で生活する外国人は年々増加しています。本市においても、外国籍市民の増加と多国籍化がさらに進むものと予測されます。

このような中で、本市においても多言語による情報発信や日本語教室の開催、国際交流協会との連携による日本文化との交流などの取組みを進めており、今後さらにきめ細かな配慮や支援が必要になってきます。

そのため、外国人と日本人が生活習慣の違いを互いに理解し合い、対等な関係で地域社会の一員として共に幸せに暮らしていけるように、多文化共生に関する目標、基本的な視点、施策の方向性を本指針に示すものです。

2 指針の位置づけ

多文化共生のまちづくりに向けた施策について、上位計画である第6次川西市総合計画及び第4次川西市人権行政推進プランでは次のとおり位置づけられています。



3 本市の現状と課題

(1) 外国籍市民人数と国籍数の推移について

(住民基本台帳より)

	H28. 4. 6 (2016)	H29. 4. 6 (2017)	H30. 4. 2 (2018)	H31. 4. 2 (2019)	R2. 3. 31 (2020)	R3. 3. 31 (2021)	R4. 3. 31 (2022)	R5. 3. 31 (2023)	R6. 9. 30 (2024)
人数(人)	1,210	1,238	1,235	1,308	1,446	1,425	1,439	1,643	1,861
国籍数	40	41	40	43	47	50	51	50	54

※本市の外国籍市民の人数と国籍数は令和4(2022)年以降大幅な増加傾向にあり、その主な要因としては、比較的短期滞在の労働者が流入したためと推察される。(技能実習生の異動:令和2(2020)年度の転入171人、転出155人。令和3(2021)年度の転入4人、転出23人。令和4(2022)年度の転入314人、転出246人。令和5(2023)年度の転入249人、転出205人。なお、転出した技能実習生のうち「転入1～2カ月で転出した人」は、令和2(2020)年度で96%、令和3(2021)年度で0%、令和4(2022)年度で87%、令和5(2023)年度で92%となっている。詳しくは資料編2参照。)

(2) 国籍別人口の推移について (人)

(令和6(2024)年9月30日現在の上位6カ国、その他の国 住民基本台帳より)

	H28. 4. 6 (2016)	H29. 4. 6 (2017)	H30. 4. 2 (2018)	H31. 4. 2 (2019)	R2. 3. 31 (2020)	R3. 3. 31 (2021)	R4. 3. 31 (2022)	R5. 3. 31 (2023)	R6. 9. 30 (2024)
韓国・朝鮮	770	745	722	708	695	675	665	654	639
ベトナム	41	69	49	77	178	160	177	233	277
インドネシア	15	16	23	31	53	53	71	157	248
中国	178	184	191	210	216	199	186	199	189
ミャンマー	1	0	1	1	1	16	15	33	116
ネパール	22	34	42	51	52	57	59	85	105
その他の国	183	190	207	230	251	265	266	282	287
合 計	1,210	1,238	1,235	1,308	1,446	1,425	1,439	1,643	1,861

(3) 国籍別在留資格別人口について (人)

(令和5(2023)年10月31日現在 住民基本台帳より)

在留資格	特別 永住者	永住者	留学	技能 実習	特定 技能	技術 ・人文知識 ・国際業務	家族 滞在	日本人の 配偶者等	特定 活動	介護	定住者	教育	その他	合 計
韓国・朝鮮	560	48	0	0	0	12	8	9	1	0	6	0	3	647
ベトナム	0	13	14	83	34	50	23	5	5	33	0	0	2	262
インドネシア	0	14	93	43	51	1	2	1	22	10	0	0	1	238
中国	1	105	4	13	4	10	17	9	1	3	9	0	12	188
ミャンマー	0	3	45	0	8	4	33	0	0	9	0	0	15	117
ネパール	0	0	45	13	26	2	0	0	0	0	0	0	0	86
その他の国	1	122	19	0	6	9	2	60	13	2	18	29	6	287
合 計	562	305	220	152	129	88	85	84	42	57	33	29	39	1,825

※在留資格の「その他」…教授、宗教、高度専門、経営・管理、医療、研究、企業内転勤、技能、永住者の配偶者等。

国籍別在留資格別人口について (人)

(令和6(2024)年9月30日現在 住民基本台帳より)

在留資格	特別 永住者	永住者	留学	技能 実習	特定 技能	技術 ・人文知識 ・国際業務	家族 滞在	日本人の 配偶者等	特定 活動	介護	定住者	教育	その他	合 計
韓国・朝鮮	552	52	0	0	0	10	8	8	0	0	6	0	3	639
ベトナム	0	13	7	78	35	62	33	5	11	26	0	0	4	274
インドネシア	0	10	83	41	56	1	4	1	36	14	0	0	2	248
中国	1	106	5	10	5	12	12	9	4	3	10	0	12	189
ミャンマー	0	0	51	15	37	2	0	0	4	6	0	0	0	115
ネパール	0	3	41	2	4	2	26	0	0	8	0	0	19	105
その他の国	1	120	17	4	11	12	2	56	7	0	21	30	6	287
合 計	554	304	204	150	148	101	85	79	62	57	37	30	46	1,857

※「(2)国籍別人口の推移について」と「(3)在留資格別人口について」の令和6(2024)年9月30日現在の合計人数に4人の違いがあるのは、データ抽出の時間差によるもの。

(4) 在留資格別人口の推移について (人)

(出入国在留管理庁調べ)

在留資格	特別 永住者	永住者	留学	技能 実習	特定 技能	技術・ 人文知識・ 国際業務	家族 滞在	日本人の 配偶者等	特定 活動	介護	定住者	教育	その他	合 計
R2. 6. 30 (2020)	617	298	20	107	1	77	63	89	33	8	28	19	37	1,397
R3. 6. 30 (2021)	591	310	14	131	3	55	73	94	47	13	32	19	35	1,417
R4. 6. 30 (2022)	582	321	54	127	37	69	79	87	61	31	34	25	38	1,545
R5. 6. 30 (2023)	573	314	159	166	110	85	83	87	46	49	34	23	40	1,769
R6. 6. 30 (2024)	561	317	209	154	150	100	94	77	65	53	32	29	46	1,887

【用語の定義】

(出入国管理及び難民認定法抜粋)

在留資格	主 な 内 容
特別永住者	日本が第二次世界大戦の敗戦国となった際に、平和条約に基づき日本の国籍を離脱したが、既に日本に定住していたことから永住資格が付与された者
永住者	法務大臣が永住を認める者
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校、若しくは特別支援学校の高等部、中学校若しくは特別支援学校の中等部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動
技能実習	技能実習法の認定を受けた技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識に係る業務に従事する活動等
特定技能	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動
家族滞在	在留資格をもって在留する者又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動をする者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
その他	教授、宗教、高度専門、経営・管理、医療、研究、企業内転勤、技能、永住者の配偶者等

(5) 外国籍市民の対応に関する庁内調査について

令和5(2023)年12月に、「外国籍の方が窓口に来られて困ったこと」、「外国籍の方への対応で既に取り組んでいること」について、全部署を対象に調査を実施しました。

外国籍の方が窓口に来られて困ったことがあると答えた部署は、79部署中25部署で31.6%でした。「困ったこと」の内訳は、「日本語が通じない」が66%、「申請書の記載ができない」が10%、「外国語のパンフレットや案内文がない」が10%、その他が14%でした。

また、外国籍の方への対応で既に取り組んでいることがあると答えた部署は、79部署中31部署で39.2%でした。その内容は、「英語表記の印刷物などの取組み」が32%、「外部団体との連携」が22%、「翻訳アプリでの対応」が16%、「ゆっくり話す、短い言葉で対応する」が4%、その他が26%でした。

(6) 外国籍市民への直接聞き取りについて

令和6(2024)年6月・7月に、川西市国際交流協会の日本語講座の生徒、総合センターの日本語ひろばの児童・生徒・保護者、合計7人に「困っていること(困っていたこと)」について聞き取りを行いました。

その結果、言語関係の内容が一番多く、その他、買い物、病気時の対応、ゴミ出しの対応、コミュニケーションなども上げられました。(別紙資料編参照)

※聞き取り調査については、引き続き日本国籍市民、企業等も含めた調査方法を検討します。

(近隣市の状況)

近隣市における外国籍市民等へのアンケート調査の意見では、日本語教室の充実、「やさしい日本語」等によるコミュニケーション支援・情報提供、交流の機会、相談支援、緊急時・災害時の支援等が上げられています。

(7) 課題について

本市における外国籍市民の在留資格別の割合は、(3)在留資格別人口を見た場合、特別永住者、永住者、定住者などの中長期的な滞在者と技能実習や留学などの短期的な滞在者に分かれ、中長期的な滞在者が全体の半数以上を占めており、そのうち国別では韓国・朝鮮、中国籍の市民が70%以上を占めています。

このため、多文化共生の目標達成の施策については、一律的なものではなく、中長期的な在留者と短期的な在留者それぞれに対応したものとして行うことが必要であることから、そのニーズをいかにして把握するかが課題です。

4 指針の目標と基本的な視点

(1) 目標

外国籍市民も日本人市民も、一人ひとりが、かけがえのない尊い存在であることが認められ、尊重されるべきであることを大前提として、互いの多様性を認め合い、他人の人権についても関心を深めながら、人権の尊重について学び続けることが大切です。

多文化共生は外国人市民が増えたから推進することとなった取組みではありません。それは、「誰一人取り残さない」を理念とする、「持続可能な世界を実現するための開発目標」(SDGs)でもうたわれているように、人権を基盤とした持続可能な世界の構築をめざす国際社会の大きな流れを背景に持つものです。

これらを踏まえ、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、個々の人権を尊重し、相互に支え合いながら、地域社会の構成員としてともに豊かに安心して暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

(2) 基本的な視点

多文化共生を推進するに当たり、次の4つの視点を基本とします。

① 人権の尊重

川西市人権行政推進プラン(第4次改定版)では、「一人ひとりの個性やさまざまな文化の多

様性を認め合い、すべての人が自らの尊厳について認識し、自己実現の権利を認め合う、そのような人権文化を市民と行政によって築いていくこと」を基本理念としています。歴史的経緯への理解不足から、在日韓国・朝鮮人をめぐる人権問題は依然として残っており、近年渡日してきた外国人に対する人権問題も発生しています。本指針も、偏見や差別を解消し、外国籍市民の人権が尊重され、誰も疎外されることのない、人権尊重のまちづくりをめざします。

②暮らしやすさの向上

外国籍市民が、誰一人取り残されず、安心して、生き生きと暮らしていけるよう、多言語によるわかりやすい情報提供や日本語の学習機会の提供、「やさしい日本語」の活用など、コミュニケーション支援を充実します。

③異なる文化の相互理解と尊重

市民がさまざまな国や日本の文化を相互に理解し、自他のアイデンティティを尊重しながら、活力あるまちをつくるために、異なる国や民族、文化、生活習慣の相互理解を促進します。

④地域社会の交流の促進

外国籍市民が地域社会で孤立するのを防ぎ、顔の見える交流ができるよう、地域社会への参加を促進します。

5 施策の方向性

基本的な視点ごとの施策の方向は、次のとおりです。

(1) 基本的な視点「人権の尊重」

国籍・民族に関わらず、それぞれの文化や歴史（特に、在日韓国・朝鮮人に関しては歴史的経緯）を正しく認識し、お互いの立場を尊重し合えるよう、人権教育・人権啓発を推進します。

(2) 基本的な視点「暮らしやすさの向上」

①外国籍市民に必要な情報提供の充実

ア.市の情報の多言語化及びやさしい日本語の活用を進めます。

イ.市内在住の外国籍就労者への対応について、関係所管等と連携しながら検討を進めます。

エ.医療機関や医療関係の情報に関する多言語による情報提供及び相談対応を図るとともに感染症対策における外国籍市民の人権への配慮の重要性についての啓発を行います。

②日本語学習の充実

日本語学習について、総合センターの「よみかき教室」及び「けんけんひろば」の「日本語ひろば」の充実を図るとともに、市民団体が開催する日本語教室などの活動などの支援についても検討します。

③外国籍市民を対象とした相談窓口を設置します。

(3) 基本的な視点「異なる文化の相互理解と尊重」

国籍にとらわれず互いの文化、生活習慣、社会ルール等を周知できる場を設けることにより、互いの異なる文化の相互理解と尊重を図れる仕組みを検討します。

(4) 地域社会の交流の促進

コミュニティ、自治会等と連携し、各種イベントを通して地域住民と交流の機会を設け、多様性と調和のある地域社会の実現をめざします。

6 多文化共生施策の推進体制等

多文化共生の推進体制等は、次によるものとします。

(1) 市内推進体制

教育委員会や市民環境部など関係部署による連絡調整の場を設け、多文化共生の考え方につい

て共通認識を図るとともに、外国籍市民に関する現状や課題を共有し、必要に応じてその対応策を検討することにより、多文化共生への取組みを推進します。

(2) 市民、関係団体、事業者等との連携

多文化共生社会の実現は、行政だけで成し遂げられるものではなく、市民等との協働が不可欠です。このため、外国人と関わりのある市民、コミュニティ、自治会、市民団体、多文化共生・国際交流等の関係団体、外国人を雇用する事業者などと連携しながら推進します。

【資料編】

1. 「3 本市の現状と課題 (6) 外国籍市民への直接聞き取りについて」の「主な声の内容」

言葉(会話)の問題

- 日本語が分からないので、買い物に行ったとき、店員さんとコミュニケーションが取れない。
- 買いたい物の表示が、英語だと分かるのに、日本語だと分からない。
- カレー屋で働いているが、お客の言うことが分からない(プライベートではスマホの翻訳アプリが使えるが、工作中は使えない)。
- 日本語で書かれたものは分からない。翻訳機で自分で探す。
- 日本に来たときは、日本語が分からず困った。(今は大丈夫。)(中学生)
- 英語のチラシがあると分かるが、日本語だと分からない。

言葉(文字)の問題

- 漢字での筆談はできる。
- 私は日本語を喋ることはできるが、日本語を書くことはできない。

日常生活

- 買いたい物を、どこへ行って買ったらよいのか分からない。
- 最初は、ゴミ出しが難しかった。シェアハウスで日本人と住んでいたのが分かるようになった。
- 欲しいものがどこで買えるのか分からない。

病院

- 病気したときにどの病院へ行ったらよいのか分からない。病気のとき家で我慢した。薬もなかった。
- 病院へ行ったとき、スタッフが自国語を喋れなかったので、意思疎通ができなかった。

学校生活

- リコーダーの演奏が難しい。母国では学校でリコーダーは習わない。(中学生)
- 漢字が面倒。(小学生)
- 嫌な科目は全部。(小学生)
- 学校からの通知が分からない。
- 学校の給食が何で作られているのか分からない。気になる。
- 兵庫県は外国人が優先的に入れる高校が少ない。そのため大阪府に転居する人もいる。

将来に向けての不安

- 社会に出たときにはもっと高い日本語能力が必要だと思う。(中学生)
- 母国にいる家族に仕送りしているが、今は両親などを日本に呼んで一緒に暮らすことを考えている。しかし、日本語の習得のことを思うと心配。

その他

- 日本人の“あうん”の呼吸が分からない。
- 日本の法律が分からない。
- 一般的に子どもはお父さん、お母さんと離れたくない。でも子どもが日本に来て、学校へ行くと日本語が分からない。かわいそう。

*文末に(小学生・中学生)と記載していない場合は、成人からの聞き取りです。

2. 「3 本市の現状と課題 (1) 外国籍市民人数と国籍数の推移について」のうち、技能実習生の異動状況

○転出入した技能実習生の人数(人)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
転入	171	4	314	249
転出	155	23	246	205
転出した外国人の うち転入1～2カ月 で転出した人	149 (96%)	0 (0%)	214 (87%)	189 (92%)

○転入した技能実習生の国籍別人数(人)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
ベトナム	146	4	252	221
インドネシア	5	0	31	13
ミャンマー	14	0	18	10
中国	1	0	11	0
モンゴル	3	0	1	2
スリランカ	1	0	1	0
フィリピン	1	0	0	0
カンボジア	0	0	0	3
合 計	171	4	314	249

